

「大学発新産業創出基金事業 可能性検証」2023年度公募 よくあるご質問

No.	カテゴリ	質問	回答
1	JSTの支援	マッチングプランナーにはどのような相談ができるのでしょうか。	提案内容の作り込みや課題提案書の作成にあたっての助言等が可能です。また、可能性検証以外にも適した支援制度をご案内します。
2	e-Rad	e-Rad登録は支援人材、企業担当者も求められるのでしょうか。	支援人材、企業担当者は、e-Radへの登録は不要です。
3	課題提案書	課題提案書の「分野」「研究の内容」「キーワード」の記入はどうすればよいですか。	「分野」「研究の内容」については、e-Rad上（ログイン後の画面）から確認できる一覧表から選択してください。（公募要領別紙「e-Radでの応募について」のp12参照） 「キーワード」は自由入力です。
4	課題提案書	選考の観点の「研究開発の目標」の中で、総合知に関する記載がありますが、評価者が「総合知」の必要性の有無を判断するのでしょうか。記載がないと評価が下がりますか。	必要性の有無は提案者本人がご判断ください。「総合知」に関する記載がないからといって、それだけで評価が下がることはありません。（研究開発期間中の目標設定が妥当であるかどうかも選考の観点です）
5	採択	採択、不採択の連絡はいつ来ますか。	8月下旬以降を予定しています。
6	採択	「可能性検証(起業挑戦)」と「プロジェクト推進型 起業実証支援」は課題選定時期が異なりますが、仮に「可能性検証(起業挑戦)」に採択された場合、いつの時期に事業を選択する必要がありますか。	先に採択された場合、その時点で、「先に採択された事業を実施するか」、「後で発表のある事業の採否を待つために、先に採択された事業を辞退するか」選択していただきます。 「可能性検証」を実施することにした場合は、「プロジェクト推進型 起業実証支援」を辞退していただきます。
7	採択	採択予定件数120課題について、コースごとの内訳はありますか。	コースごとの採択数は設定していません。提案の状況や予算に応じて採択する予定で、全体の採択数も変動する可能性があります。
8	採択	「起業挑戦」で応募した場合に、審査の結果「企業等連携」で採択されることはありますか。	ありません。ただし採択後の状況により実用化、事業化に向けて異なる方向性を検討するようにJSTが助言を行い、「起業挑戦」、「企業等連携」相互間で変更になる可能性があります。
9	制度の位置づけ	「START ビジネスモデル検証支援」との違いは何ですか。	「ビジネスモデル検証支援」は、研修やメンタリングによって起業に有益な知識を実践的に学習し、ビジネスモデルのブラッシュアップを行うプログラムです。 「可能性検証」は、起業の可能性を検討するもので、可能性検証における検討の結果を受けて具体的なビジネスモデルを検討することを想定しています。
10	制度の位置づけ	「プロジェクト推進型 起業実証支援」との違いは何ですか。	「プロジェクト推進型 起業実証支援」は、事業プロモーターを活用して、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ事業化を目指すプログラムです。 「可能性検証」は、起業の可能性を検証するプログラムですので、提案時点でVCとの連携や、明確なビジネスモデルまでは求めません。
11	制度の位置づけ	「A-STEP 産学共同（育成型）」との違いは何ですか。	研究費の額と申請に当たっての企業有無以外の違いは下記の通りです。 「A-STEP」は技術移転支援プログラムであり、「産学共同（育成型）」は技術移転先の企業を探索することを含み、共同研究体制の構築を目指すプログラムです。トップサイエンス研究者や尖った基礎研究シーズを産学連携に誘導することを狙いとしています。 「可能性検証【企業等連携】」は、既に技術移転先候補企業が存在する点で違います。また「可能性検証【起業挑戦】」は、技術移転ではなく起業の可能性を検証するという点で違いがあります。
12	制度の位置づけ	「A-STEPトライアウト」と「可能性検証【企業等連携】」を比較して、変更点はありますか。	「A-STEPトライアウト」と「可能性検証【企業等連携】」では以下の点が異なります。 ・40歳未満の研究代表者についても二ズ元企業、支援人材の3者による提案を必須としました。 ・研究者が関与する企業を二ズ元企業とする提案を可能にしました。 ・特許費用の支出について要件を緩和しました。
13	提案要件	以前トライアウトで採択されたことがある研究代表者は、提案可能ですか。	以前からの進展や、新たな二ズがあれば、応募可能です。
14	提案要件	学位（博士号）を有さない研究者でも応募可能ですか。	公募要領p.18に記載の条件を満たしていれば応募可能です。（博士号の有無は問いません。） 研究分担者についても特に制限はありません。
15	提案要件	すでに大学発ベンチャーとして起業している場合、別シーズでの応募は可能でしょうか。	すでに起業した会社への技術移転の可能性の検証が目的であれば、【企業等連携】でご提案ください。 既に起業している大学発ベンチャーとは別の新たな起業の可能性を検討する場合には、【起業挑戦】での提案も可能です。
16	提案要件	「企業等連携」は、企業を入れずに大学と支援人材だけでの申請で問題ありませんか。	【企業等連携】において、「二ズ元企業」（企業等）は必須です。

「大学発新産業創出基金事業 可能性検証」2023年度公募 よくあるご質問

No.	カテゴリ	質問	回答
17	支援人材	支援人材はどのようにして決めたらよいですか。支援人材は個人で参加可能ですか。どこかの法人格に所属が必要ですか。	まずは研究機関の担当者へお声掛けいただきご相談下さい。二ーズ元企業の方でも支援人材にはなれますのでご検討ください。 支援人材は、公募要領の要件を満たす方であれば、所属機関・役職等に制限はありません。なお、終了後も長期にわたり継続的に支援いただくなどの観点から、ご所属のある方をお願いしております。可能であれば研究機関の産学連携担当部門の方などにご担当いただければと存じます。 所属のない経営者候補の方が、メンバーとして参加されることは問題ありません。
18	支援人材	支援人材は、当該研究分野の専門家のような、幅広い視野での助言が期待できるような人材も対象となりますか。	専門の研究者等も含まれますが、事業化に向けた視点に立って支援いただける方を想定しています。
19	支援人材	支援人材が、本提案の基となる研究成果の創出に関与していてもよいですか。	支援人材が成果の創出に関与しているかどうかは問いません。
20	支援人材	社会人ドクターは支援人材の対象外となりますか。	社会人ドクターを支援人材とする場合は、雇用元の所属での参加としてください。
21	企業の参画	研究代表者と企業担当者が重複してもよいですか。	応募可能ですが、応募にあたっては、所属機関（大学等、二ーズ元企業それぞれ）における規定や、法令に従い、利益相反に関する必要な手続きを行ってください。JSTは、審査の中で研究開発体制の妥当性について評価し、利益相反マネジメントを実施します。（公募要領p.27～28）
22	企業の参画	企業担当者はどのような関与が必要ですか。	【起業挑戦】【企業等連携】どちらの提案でも、将来的にカーブアウト等を含む起業または二ーズ元企業における事業化により社会実装されることを期待しますので、研究代表者との定期的な進捗確認、研究内容についての意見交換、事業化に向けた社内外の調整などを通じて、本格的な研究開発への移行に向けて積極的に取り組んでください。
23	企業の参画	【起業挑戦】で二ーズ元企業ありでの応募とはどのような場合を想定していますか。	【起業挑戦】において企業担当者が参画する場合には、当該企業が将来のユーザーやサプライヤーとなる場合や、企業担当者が将来の経営者候補となる場合などを想定しています。
24	企業の参画	【起業挑戦】で、企業担当者が参画する場合には、当該企業が将来のユーザーとなる場合や、企業担当者が将来の経営者候補となる場合ではなく、単なる共同研究では参画不可でしょうか。	新規に創業するスタートアップと協業する企業についても参画可能です。
25	企業の参画	二ーズ元企業の他に、シーズを実現するメーカー企業が参画することは可能ですか。	可能です。なお複数の企業が参画することも可能です。
26	企業の参画	企業担当者を体制に含む場合、その企業と何かしらの契約や事務手続きをJSTで行うことはありますか。	JSTと企業等との間で、委託研究開発契約は締結しません。大学等と企業等で共同して実施する場合、参画機関の間で成果の取り扱いに関する取り決めを締結してください。形式等の指定はありませんが、成果の取り扱い等については将来スタートアップが設立された際に当該企業の事業の障害とならないよう配慮ください。
27	実施場所	研究代表者が所属する大学以外の場所を借りて、研究開発を進めることは可能ですか。	可能です。
28	秘密保持	申請書や報告書の記載内容は秘密保持されるのでしょうか。将来的に特許を申請する際影響はありませんか。	秘密保持されます。公知になりませんので、特許出願への影響はありません。
29	秘密保持	提案に関係する知的財産権に関して、応募＝JSTへの実施許諾など権利譲渡ということになるのでしょうか。	応募したことによってJSTが権利を持つことはありません。
30	秘密保持	企業の情報は公開されますか。共同研究を行う企業が企業名を他社や一般に知られたくないが実質的に共同で行う場合、企業名を申請書に入れることはできないでしょうか。	企業情報（企業名、企業担当者氏名、企業二ーズの内容など）は採択・不採択に関わらず、公表しません（公募要領p.26）。課題提案書も公開しませんので、共同して実施する企業名を記載してください。
31	研究開発費	企業への配分はできますか。	JSTから企業への資金配分は行いません。
32	研究開発費	研究機関から企業へ資金配分を行うことは可能か。	研究開発の再委託は認めていません。研究開発要素を含まない外注は可能です。
33	研究開発費	直接経費と間接経費を合計して研究開発経費の上限(300万円ないし600万円)となるのですか。間接経費の割合は、全額の30%か、直接経費の30%か、どちらですか。	研究開発費の上限額は、間接経費と直接経費を合計しての金額となります。 間接経費の割合は、「直接経費の30%」が上限です。 <計算式 【企業等連携】で間接経費割合30%の場合> (間接経費) = (直接経費) × 0.3 (直接経費) + (間接経費) = (研究開発費総額) ≤ 300万円
34	研究開発費	支援人材の件費は支出可能ですか。	支援人材の件費は支出できません（公募要領p.89 Q&A42）。
35	研究開発費	件費を支出する場合、単価は雇用契約の定める単価が適用されますか。	件費単価は雇用元の規定に従ってください。
36	研究開発費	起業挑戦で、調査等を実施しない、調査費を計上しないことは可能ですか。	調査等の計画については、基本的に必ず実施いただく想定です。調査について費用が発生しない場合は費用の計上は不要ですが、その他の計画を含めて資金使途の妥当性は評価いたします。
37	研究開発費	【起業挑戦】から【企業等連携】に変更した場合は、差額の300万円を返金する必要がありますか。	個別課題の状況によりますので、JSTまでご相談ください。